

勤勉手当の支給に関する細則を次のように定める。

平成16年12月9日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

勤勉手当の支給に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、職員給与規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第4号。以下「規程」という。）第41条第3項の規定に基づき、職員の勤勉手当の支給基準に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(支給基準)

第2条 規程第41条第3項に基づき同条第2項により定まる額について行う増額又は減額は、次の2条により定まる支給割合を乗ずることにより行うものとする。

(支給割合)

第3条 支給割合は基礎的部分と付加的部分を合計して得られる率とする。

2 基礎的部分は、基準日（規程第41条第1項の「基準日」をいう。以下同じ。）以前6月以内の職員の勤務状況についての次表の区分欄に掲げる区分に応じて、それぞれ支給割合欄に掲げる率とする。

区 分		支給割合
勤務状況	期待水準を大幅に上回る職員	100分の111から100分の120
	期待水準を上回る職員	100分の101から100分の110
	期待水準の職員	100分の100
	期待水準を下回る職員	100分の90から100分の99
	期待水準を大幅に下回る職員	100分の80から100分の89

3 機構の諸規定に違反したこと、職務上の義務に違反し又は職務を怠ったこと、機構の名誉を汚損する行為を行ったこと等の理由で、基準日以前6月以内に職員就業規則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第14号）第41条に規定する訓告又は嚴重注意を受けた職員の基礎的部分は、前項の規定にかかわらず、前項表の相当する区分の支給割合欄に掲げる率から、訓告と嚴重注意等の別、その対象となった行為の状況等に応じて零から100分の10の範囲内の率を減じた率とすることができる。

4 付加的部分は、基準日以前6月以内に次に掲げる貢献をした職員について零から100分の30の範囲内の率とする。

- (1) 機構内外の活動において功績があり、機構の名誉を高める等の貢献
- (2) 機構内における委員会の委員等として積極的に活動し、組織を活性化する貢献

第4条 前条の規定によった場合に支給割合が100分の80未満となる職員にかかる支給割合は、前条の規定にかかわらず100分の80とする。

第5条 各職員に適用される支給割合は、基準日以前6月以内の期間における職員の勤務状況を総合的に勘案し、理事と協議の上、理事長が決定する。

附 則

この細則は、平成16年12月9日から施行し、平成16年6月2日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年細則第15号）

この細則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年細則第8号）

この細則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年細則第15号）

この細則は、令和2年6月26日から施行する。